

社会資本総合整備計画 社会資本整備総合交付金

令和08年01月05日

計画の名称	北部第二（三地区）土地区画整理事業（安全で安心して暮らせる市街地を形成する都市基盤整備）（第 期）											
計画の期間	令和08年度 ~ 令和12年度（5年間）										重点配分対象の該当	
交付対象	藤沢市											
計画の目標	<p>本地区は、昭和35年の大規模自動車工場の進出を契機として市街化が進行してきた地区であり、都市基盤整備が不十分なまま、既存の農家を中心とした住居系と自動車関連企業を中心とした工業系の住工混在が進行している。また、平成11年の相模鉄道いずみ野線、横浜市営地下鉄の湘南台駅への乗り入れにより交通の利便性が向上した。</p> <p>本事業は、土地区画整理事業により、無秩序な市街地を防止し区画道路及び宅地造成等の都市基盤整備による豊かな住環境を有する市街地の造成を行い、防災・交通機能・工場の操業環境・居住環境が改善した「安全で安心して暮らせるまち」の形成を目的とする。</p>											
全体事業費（百万円）	合計（A+B+C+D）	2,795	A	2,795	B	0	C	0	D	0	効果促進事業費の割合 C / (A+B+C+D)	0 %

番号	計画の成果目標（定量的指標）			
	定量的指標の定義及び算定式	定量的指標の現況値及び目標値		
		当初現況値 (R8当初)	中間目標値 (R10末)	最終目標値 (R12末)
1	<p>・北部第二（三地区）土地区画整理事業施行地区内における、計画期間内の使用又は収益を開始することができる面積に対し、30%の宅地について、未利用地から住宅への建設等、土地利用転換が図れること。未利用地の範囲は、田・畑・山林・耕作放棄地・空き地（未建築宅地・駐車場等）を合わせた土地のうち生産緑地を除いたものとしている。</p> <p>土地利用転換率（%）= 使用又は収益を開始することができる面積に対する未利用地から住宅への土地利用転換が図られる面積</p> <p>土地利用転換率（%）= 未利用地から住宅への土地利用転換が図られる面積（㎡）÷ 計画期間内の使用収益開始面積（㎡）× 100</p>	0%	%	30%
2	<p>・北部第二（三地区）土地区画整理事業施行地区内における、都市計画道路通行に係る所要時間を11分（R8）から7分（R12）へと減少させる。</p> <p>都市計画道路の所要時間（分）= 対象都市計画道路について、地区内を通過する所要時間（分）を計測</p> <p>都市計画道路の所要時間（分）= 対象都市計画道路について、地区内を通過する所要時間（分）を計測</p>	11分	分	7分

備考等	個別施設計画を含む	-	国土強靱化を含む	-	定住自立圏を含む	-	連携中枢都市圏を含む	-	流域水循環計画を含む	-	地域再生計画を含む	-
-----	-----------	---	----------	---	----------	---	------------	---	------------	---	-----------	---

A 基幹事業

基幹事業(大)	番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	種別1	種別2	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (延長・面積等)	市区町村名/ 港湾・地区名	事業実施期間(年度)					全体事業費 (百万円)	費用 便益比	個別施設計画 策定状況
												R08	R09	R10	R11	R12			
一体的に実施することにより期待される効果																			
備考																			
道路事業	A01-001	街路	一般	藤沢市	直接	藤沢市	-	-	(都)石川下土柵線北部第二(三地区)	道路改築 L=240m	藤沢市						50	-	
	A01-002	街路	一般	藤沢市	直接	藤沢市	-	-	(都)高倉遠藤線北部第二(三地区)	道路築造 L=1,357m	藤沢市						900	-	
											小計						950		
市街地整備事業	A13-003	市街地	一般	藤沢市	直接	藤沢市	-	-	北部第二(三地区)土地区画整理事業	区画整理 A=275.2ha	藤沢市						1,845	1.44	
											小計						1,845		
											合計						2,795		

(詳細箇所参考図面)

計画の名称	北部第二(三地区)土地区画整理事業(安全で安心して暮らせる市街地を形成する都市基盤整備)(第Ⅲ期)		
計画の期間	令和8年度～令和12年度(5年間)	交付対象	藤沢市



